

午後5時00分開会

○はやお委員長 こんにちは。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。
座らせて進めさせていただきます。

これは、下にテレビは映っているのかな。（発言する者あり）はい。

お手元の次第に沿って進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 それでは項番1、100条調査について入らせていただきます。

項番1（1）、証人の出頭拒否及び記録提出拒否への対応について。

項番1（1）、証人の出頭拒否及び記録提出拒否への対応についてに入らせていただきます。

これまで三番町の当該マンション購入にあたり、共有名義人の一人である石川××さんに対し、前回の企画総務委員会100条調査でも改めて確認させていただいたとおり、最後の通知として10月27日、回答期限を本日の11月2日午後5時までとした証人出頭要請及び照会文について、受け取り拒絶と封書の表に記載された送付文が郵便局より本市区議会事務局あて返送されてきました。

今回の証人出頭要請等を含め、計7回の出頭要請を全て拒絶し、4回に及ぶ文書照会についても応じてきませんでした。

詳細な経緯については、別添資料のとおりになっています。

地方自治法第100条第9項は同条第3項「出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人が正当の理由なく議会に出頭せずもしくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだ場合に該当する場合、告発しなければならない」としています。

この規定はいわゆる「できる」規定ではなく、「しなければならない」としています。

従って、当委員会としては、法の規定に従い、告発するための手続きを行わなければならないと。

そこで、今後の手続きとして、石川××さんの証人出頭拒否及び記録の提出拒否について、東京地方検察庁及び警視庁に告発するよう議長に申し入れたいと思いますが、いかがでしょうか。（発言する者あり）

○米田副委員長 私はそもそも区長夫人は呼ぶ必要はないと考えておりましたのと、先日の三井レジさんの証人喚問を行った上でも、夫人を呼ぶ必要はないと考えてますんで、今回の告発に関しては反対させていただきたいと思っております。

○はやお委員長 はい。それでは、ほかにございますか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。ただいま意見をいただきましたが、残念ながら全委員が一致した意見となりませんでした。決を採らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○はやお委員長 はい。（発言する者あり）今の意見がもう……（発言する者あり）えっ。

はい、休憩します。

午後5時03分休憩

午後5時04分再開

○はやお委員長 はい、再開いたします。

繰り返します。ただいま意見をいただきましたが、残念ながら全委員が一致した意見と

なりませんでした。決を採らせていただきたいと思いますですがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは賛成の方、挙手をお願いいたします。（発言する者あり）

えっ。告発に対して。はい。告発について。はい。

はい、結構です。米田副委員長以外賛成です。

よって、石川××さんについて、地方自治法第100条第9項の規定により告発を行うよう、委員会提出議案として議長に申し入れたいと思います。

なお、告発議決の案文はお配りしておりますが……はい。えっ。はい、すみません。告発の案文についてただいまお配りしております。よろしいでしょうか。いまお配りいたしました。内容については、速やかに両弁護士によるリーガルチェックを受け確定していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

様々なご意見をいただきましたが、告発をしなければならないとされていますので、準備は進めさせていただきます。

次に（2）その他について、100条調査について、委員の皆様何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 いいですか。はい。

それでは今後も精力的に調査を進めていきたいと思います。

その際は、これまで同様、委員の皆さんにお諮りしながら丁寧に本調査を進めていきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、100条調査については、終了いたします。

次に、100条調査以外その他に入ります。

私からは特にございません。委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 それでは本日の企画総務委員会はこれもちまして閉会いたします。ありがとうございました。

午後5時07閉会